

報復処分撤回裁判

勝利！

1月23日、東京地方裁判所は「減給処分無効確認等請求事件」(通称「報復処分撤回裁判」)における判決で、「減給処分は懲戒権の濫用にあたる」とし、斉藤書記長に対する処分の無効と減給分の支払いを命じる判決を言い渡した。

まさに画期的勝利である！

会社によるあまりにデタラメ・強引な処分攻撃が断罪されたのだ。

裁判闘争を進めるにあたり、多くの仲間の皆さんからの熱い激励・支援をいただいたことに対し、あらためて感謝を申し上げますとともに、この勝利を糧に職場における闘いと組織の強化・拡大に向けた取り組みに邁進していきます。